

災害見舞金請求書

① 組合員証の記号番号								② 組合員氏名				③ 所属所名							
				—															
④ り災した日の属する月の標準報酬の月額																			
等級								円											
市町村長 消防署長 又は警察 署長の証明		り災者氏名								り災年月日		令和		年		月		日	
		り災の場所																	
		り災の原因 及びその状況																	
		損害の程度																	
		上記のとおり証明する。 令和 年 月 日 職 名 証明者 氏 名														印			
摘要																			
上記のとおり請求します。 福井県市町村職員共済組合 理事長 様 令和 年 月 日 住 所 申請者 氏 名																印			
(自署の場合、押印は不要です。)																			
上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。 令和 年 月 日 職 名 所属所長 氏 名																印			

*注 別居している被扶養者が災害を受けた場合は、「摘要」欄に組合員の住居及び家財についての状況を詳しく記入願います。

組合処理欄

受付

災害見舞金		円
災害見舞金附加金		円
合計		円

×

=

a

a

×0.6

=

(法定未満

×

0.5

=

)

【 災害見舞金請求要領 】

1 災害見舞金等の支給の対象となる損害の程度

- ・ 住居及び家財の全部が焼失又は滅失したとき又はこれと同程度の損害を受けたとき
- ・ 住居及び家財の1/2以上が焼失又は滅失したとき又はこれと同程度の損害を受けたとき
- ・ 住居又は家財の全部が焼失又は滅失したとき又はこれと同程度の損害を受けたとき
- ・ 住居及び家財の1/3以上が焼失又は滅失したとき又はこれと同程度の損害を受けたとき
- ・ 住居又は家財の1/2以上が焼失又は滅失したとき又はこれと同程度の損害を受けたとき
- ・ 住居又は家財の1/3以上が焼失又は滅失したとき又はこれと同程度の損害を受けたとき
- ・ 浸水によって平屋建ての家屋(家財を含む)が損害を受け、その認定が困難なとき(原則、床上30cm以上の浸水の場合に限ります。)
- ・ 住居又は家財の1/5以上が焼失又は滅失したとき又はこれと同程度の損害を受けたとき
 - i 住居には物置、小屋、納屋等は含みません。
 - ii 家財とは、**社会生活上必要であるもの**をいいます。営業用途の物件、高額な貴金属・調度品、骨董品、現金・有価証券等は含みません。**自家用車は、組合員及び被扶養者が常用している車両に限り対象**となります。
 - iii 搬出費、清掃費、消毒費等は損害の対象となりません。

2 提出していただく書類

- ① 災害見舞金請求書
- ② り災証明書(原本)(請求書中に証明がある場合は、別に取得する必要はありません。)
- ③ 住居又は家財の損害状況が確認できる写真(できるだけ早期のもの、できるだけ多方面から撮影されたもの。)
- ④ 災害見舞金調査書
- ⑤ 建物損害状況申立書[修繕が発生する場合は修繕見積書添付]
- ⑥ 動産損害額見積書

＊ 住居及び家財の全部が焼失又は滅失したときは、⑤、⑥は不用です。

3 記入要領

- ① 災害見舞金請求書
「市町村長、消防署長又は警察署長」の証明欄は、別に「り災証明書」(原本)がある場合には、「別添 り災証明書のとおり」と記入してください。
- ② 災害見舞金調査書
 - i 「り災状況及びその顛末」欄は写實的に具体的に記入してください。
 - ii 「り災の程度」備考欄には住居の構造及び階数を記入してください。
- ③ 建物損害状況申立書
 - i 建物とは、現に組合員が生活の本拠として居住する建物をいいます。自宅、官舎、寮、公営住宅、借家の別は問いません。なお、小屋、納屋、物置等は対象となりません。
 - ii 「建築年月日」「取得価格」「増改築年月日」「増改築費用」は、できるだけ当時の書類に基づいて記入してください。確認すべき書類がない場合には、記憶の範囲で結構です。
 - iii 修繕に係る費用については、建物本体の修繕費の他に、「畳の入れ替え」「クロスの張り替え」「ガラスの入れ替え」「ふすま、障子の入れ替え」等も含みますが「搬出費用」「清掃費用」「消毒費用」等は含まれません。
 - iv 修繕に係る費用(見積り)については、**業者からの見積書の写を添付**してください。

- ④ 動産損害額見積書(家具、電気製品、寝具・衣類、その他)
- i り災前に存在した動産のうち**社会生活上必要であるもの**を、り災していない物件も含めて、可能な限り全て記載してください。
 - ii 動産のうち、営業用途の物件、高額な貴金属・調度品・骨董品、現金・有価証券等は社会生活上必要であるものには含みません。**自家用車は、組合員及び被扶養者が常用するものに限り対象**となります。
 - iii 寝具、衣類、食器等、個々に記載することが困難な場合は「衣類一式」「食器一式」等と記載し、見積もってください。
 - iv 取得価格、取得年月が確認できない場合は記憶の範囲で結構ですが、取得価格については、社会通念上の価額を記入してください。
対象物件が複数ある場合には、複数での価格を記入してください。
 - v 耐用年数については、別添資料又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)をご参照ください。
 - vi 「残存率B」は $[1 - (\text{経過年数} \div \text{耐用年数})]$ で計算し、小数点2けた未満は四捨五入してください。計算結果が0.1未満の場合は0.1としてください。
 - vii り災率は、全損の場合を1として、損害の割合を記入してください。基本的に1か0ですが、「衣類一式」のうち半分残った場合は0.5と記入してください。
 - viii 上記計算方式によらない場合は、備考欄にその理由を記載願います。
 - ix 1枚で記入しきれない場合は、コピーのうえ記入願います。

災 害 見 舞 金 支 給 調 査 書

組 合 員 氏 名			り 災 日 時		自 令 和 年 月 日 時			
組合員証記号番号		—			至 令 和 年 月 日 時			
り 災 の 場 所								
り 災 の 状 況 及びその顛末								
り 災 の 程 度								
住 居 又 は 家 財 の 名 称		見 積 額		り 災 率 (%)	備 考			
		り 災 前 (円)	損 害 (円)					
住 居		①	②					
家 財	家 具	③	④					
	電 気 製 品	⑤	⑥					
	寝 具 、 衣 類	⑦	⑧					
	そ の 他	⑨	⑩					
	計							
認 定		標 準 報 酬 の 月 額 の 月 分 *この欄は記入しないでください。						
り 災 状 況 の 写 真 又 は 見 取 図				調 査 年 月 日		令 和 年 月 日		
				調 査 担 当 者 職 ・ 氏 名		①		
				調 査 立 会 人 職 ・ 氏 名		①		
				備 考				
				理 事 長		事 務 局 長	課 長	

備考 1. 「り災状況及びその顛末」欄は写實的に具体的に記入してください。
2. り災の程度「備考」欄には住居の構造及び階数を記入してください。

建物損害状況申立書

組合員証記号番号	—
組 合 員 氏 名	

建物の所在地			
建物の所有者			
所有者と組合員との関係			
建物の構造			
建物の階数	階建		
建築年月日	昭和・平成・令和	年	月 日
取得価格			円
経過年数			年
増改築年月日	昭和・平成・令和	年	月 日
増改築等費用			円
経過年数			年
浸水の程度	床上約	センチメートル	
修繕に係る費用（見積り）			円

増改築費用と
合算して、
調査書①へ

調査書②へ

記入上の注意

- 1 現に組合員が生活の本拠として居住する建物について記載してください。自宅、官舎、寮、公営住宅、借家の別は問いません。
- 2 小屋、納屋、物置等は対象となりません。
- 3 修繕に係る費用については、建物本体の修繕費の他に、「畳の入れ替え」「クロスの張り替え」「ガラスの入れ替え」「ふすま、障子の入れ替え」等も含みますが、「泥の撤去費用」「清掃費用」「消毒費用」等は含みません。
- 4 修繕に係る費用（見積り）については、**業者からの見積書の写を添付**してください。